

課徴金制度について（補足）

1. 課徴金の意義・種類

（1）財政法上の課徴金

国が行政権・司法権に基づき国民から賦課徴収する金銭負担のうち、租税を除くものを広く課徴金という（財政法第 3 条）。行政権に基づく課徴金としては、手数料・使用料等があり、司法権に基づくものには、罰金・科料・裁判費用などがある（金子宏ほか編集代表『法律学小辞典』（第 3 版）109 頁）

第三条 租税を除く外、国が国権に基いて収納する課徴金及び法律上又は事実上国の独占に属する事業における専売価格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない。

（2）国民生活安定緊急措置法上の課徴金

特定品目の物資について特定標準価格を超える価格での販売行為をした場合に課されるもの（特定標準価格を超える価格での販売自体は違法行為ということではない。）。

（課徴金）

第十一条 主務大臣は、特定品目の物資の販売をした者のその販売価格が当該販売をした物資に係る特定標準価格を超えていると認められるときは、その者に対し、当該販売価格と当該特定標準価格との差額に当該販売をした物資の数量を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。

2 前項の規定による命令を受けた者は、同項に定める課徴金を納付しなければならない。

3・4 （略）

（3）独占禁止法・金融商品取引法・公認会計士法上の課徴金

詳細は説明資料を参照。

2. 課徴金の法的性格等

(1) 国会答弁

○昭和 50 年 6 月 3 日衆議院商工委員会・植木光教総務長官

「課徴金の目的でございますけれども、禁止規定の実効性を確保することでありまして、その法律的な性格は行政上の措置でございます。また、算定の基本的な考え方は、違法カルテルにより得られた経済上の利得を納付させようというものであります。」

○平成 16 年 11 月 4 日衆議院本会議・細田博之官房長官

「見直し後の課徴金制度は、不当利得相当額以上の金銭を徴収する仕組みとすることで行政上の制裁としての機能をより強めたものではありませんが、これまでもその法的性格は、違反行為を防止するために行政庁が違反事業者等に対して金銭的不利益を課すというものであり、この点は今回の見直し後も変わりはなく、課徴金という仕組みを残すことが適当であると考えます。」

○平成 16 年 11 月 19 日衆議院経済産業委員会・竹島公正取引委員会委員長

「今回の改正で法理論的に一番問題になった点を御質問いただいたわけでございますけれども、従来、課徴金につきましては、不当利得の剥奪であるという説明も申し上げてまいりましたし、それが世の中の認識になっているということは率直に認めますけれども、これは、そのときそのときの議論がどういう問題意識で行われているかによって変わってくるわけでございます。課徴金というのは刑事罰と同じなのかという問題意識で質問をされたり説明を申し上げているときには、それは違います、不当利得の剥奪といいますか、その分を国庫に納付していただくにとどまるものであつてというような御説明をしてきたということは、事実でございます。

今回、我々の整理は、不当利得相当額以上の金銭をいただくという仕組みを明らかにさせていただきたい、そうすると行政上の制裁という機能がより強まるということは間違いございませんし、私どもも、そういうふうに行行政上の制裁であるという御説明をしてまいりました。

しかしながら、その法的性格は何かということについては、これは、不当利得の剥奪というのは法的性格ということではなくて、課徴金というものは、そもそも独占禁止法違反を防止するために行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対しまして金銭的不利益を課すというものである。要するに、行政目的のために金銭的不利益を課す、その手段として課徴金がある、これが法的性格であるという点では、今も後も変わらない、見直しによってもその点は何ら変わらない、こういうことでございます。」

○平成 17 年 2 月 28 日衆議院財務金融委員会・内閣法制局第三部長

「そもそも課徴金というのはどういうことかということ、十分御存じだと思いますけれども、ちょっと御説明させていただきたいと思うんですが、これはカルテルやインサイダー取引といった経済的利得を目的とする法令違反につきまして、違反行為により得られる経済的利得相当額を基準とする金銭的負担を課すことによりまして、違反行為がいわばやり得になるということを防ぐということと、これを通じて違反行為の防止という行政目的を達成する、こういうものでございます。

このような課徴金制度でございますけれども、そういう意味からいきますと、目的のために必要かつ適当な手段だということで、憲法三十一条が規定する適正手続にも合致しておりますし、他方、その趣旨、目的、手段などを考えますと、憲法三十九条後段が規定する二重処罰の禁止との関係も問題にならないというふうに考えているわけでございます。」

(2) 裁判例

○最判平成 10 年 10 月 13 日 (判例時報 1662 号 83 頁)

【事案の概要】

社会保険庁が発注する物品公共調達につき入札談合を行った法人事業者らに対して、既に刑事罰が確定し、かつ当該違反事実を原因として国から不当利得返還請求訴訟が提起されている状況において、原告が本件課徴金は懲罰的制裁の実質しか有さず、二重処罰に当たるので憲法 39 条に違反するとともに、実質的に法の適正手続を保障する憲法 31 条および財産権を保障する憲法 29 条の趣旨にもとると主張して、本件審決の取消しが争われた事案。

【判旨】

「本件カルテル行為について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反被告事件において上告人に対する罰金刑が確定し、かつ、国から上告人に対し不当利得の返還を求める民事訴訟が提起されている場合において、本件カルテル行為を理由に上告人に対し同法 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき課徴金の納付を命ずることが、憲法 39 条、29 条、31 条に違反しないことは、最高裁昭和 29 年 (オ) 第 236 号同 33 年 4 月 30 日大法廷判決・民集 12 卷 6 号 938 頁の趣旨に徴して明らかである。」

○東京高判平成 13 年 2 月 8 日 (判例時報 1742 号 96 頁)

(厚谷襄児「課徴金 (2)」別冊ジュリスト 161 号 66 頁引用)

【事案の概要】

社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの入札における指名業者らが、談合を行い落札・契約したことに対して、国が、指名業者らとの間で締結した契約は無効であるとして、指名業者らに対して 3 億円余の不当利得返還請求訴訟を提起した事案。

【判旨】

「課徴金制度は本来的には、カルテル行為による不当な経済的利得の剥奪を目的とする制度である。そして、このような課徴金の経済的効果からすれば、課徴金制度は、民法上の不当利得と類似する機能を有する面があることも否めない。しかしながら、課徴金制度は、カルテル行為があっても、その損失者が損失や利得との因果関係を立証して不当利得返還請求をすることが困難であることから、カルテル行為をした者に利得が不当に留保されることを防止するために設けられたものである。そのような制度の趣旨目的からみるならば、現に損失を受けているものがある場合に、その不当利得返還請求が課徴金の制度のために妨げられる結果となってはならない。すなわち、利得者はまず損失者にその利得を返還すべきであり、現実に損失者が回復していないにもかかわらず、利得者が課徴金を支払ったことだけで、損失者の不当利得返還請求権に影響を及ぼすべきものではない。」

○最判平成 17 年 9 月 13 日（民集第 59 卷 7 号 1950 頁、判例時報 1909 号 3 頁）

【事案の概要】

損害保険会社の事業者団体が独占禁止法に違反する営業保険料に関するカルテル行為をしたとして、公正取引委員会は、「收受する保険料」の全額を「役務の対価」であると判断し、同保険料を「売上額」として課徴金の算定を行い、保険会社らに課徴金納付を命じたのに対して、保険会社らは、「売上額」とは「收受した保険料」から「将来の支払いに充てられると見込まれる部分等」を控除した額であるとして、課徴金算定の前提となる「売上額」の意義について争った事案。

【判旨】

「独禁法の定める課徴金の制度は、…カルテルの摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘引を小さくし、カルテルの予防効果を強化することを目的として、既存の刑事罰の定め…やカルテルによる損害を回復するための損害賠償制度…に加えて設けられたものであり、カルテル禁止の実効性確保のための行政上の措置として機動的に発動できるようにしたものである。また、課徴金の額の算定方式は、実行期間のカルテル対象商品又は役務の売上額に一定率を乗ずる方法を採用しているが、これは、課徴金制度が行政上の措置であるため、算定基準も明確なものであることが望ましく、また、制度の積極的かつ効率的な運営により抑止効果を確保するためには算定が容易であることが必要であるからであって、個々の事案ごとに経済的利益を算定させることは適切でないとして、そのような算定方式が採用され、維持されているものと解される。そうすると、課徴金の額はカルテルによって実際に得られた不当な利得の額と一致しなければならないものではないというべきである。」

（3）学説

○白石忠志『独占禁止法』（有斐閣・2006）

別紙（同書 437～441 頁）参照。

○岸井大太郎「独占禁止法における課徴金（違反金）制度のあり方」（法政法科大学院紀要第 3 巻第 1 号）82 頁

「平成 17 年改正法においては、違反行為による経済的利得は、課徴金の具体的な水準を設定する際に依然として重要な役割を果たしている一方で、リーニエンシーや早期離脱の減免制度のように、不当利得の剥奪という考え方では説明できない要素が追加され、さらに、経済的利得の水準に一定の割り増しを認めるなどの基準の柔軟化が図られている。これも、そのような算定方法や基準の組み合わせが、抑止効果の発揮のための法技術上の選択として妥当とされたからであり、“中途半端”“ぬえ的”などとして批判するのは的はずれと言える。」

○高木光「独占禁止法上の課徴金の根拠づけ」NBL 774 号(2003. 12. 1)22 頁

「第一に、『利益剥奪』としての課徴金というのは、なぜ国家が金銭を徴収できるのかという課徴金の根拠づけに関する説明でなく『性格づけ』であり、ある種の課徴金制度の機能を叙述するものであるというべきである。第二に、『制裁』としての課徴金というのも、同様に課徴金の根拠づけに関する説明ではなく、『性格づけ』であり、ある種の課徴金制度の機能を叙述するものである。第三に、上記コメントも指摘するように、『利益剥奪』と『制裁』は実は二者択一的な関係にあるのではなく、ある種の課徴金が『利益剥奪』の機能と『制裁』の機能をとともに有することは妨げられない。」

○宇賀克也「行政制裁」（ジュリスト 1228 号 59 頁）

「課徴金が、基本的に違法行為によって得た利益の剥奪の範囲にとどまっている限り、それに加えて刑事罰等の他の制裁を加えることは、そのことのみで直ちに罪刑均衡の原則に反して違憲ということにはならないといえよう。しかし、課徴金を違法行為によって得た利益の剥奪として性格づける以上、実際に損失者に不当利得が返還されている場合には、課徴金額についての調整を行う制度とすべきではないかと思われ、逆に、もし、かかる調整を否定するのであれば、課徴金を違法に得た利益の剥奪として構成するのではなく、アメリカの民事罰と同様、制裁的性格の濃厚な金銭的負担として位置づけるべきではないかと思われる。また、わが国の独禁法上の課徴金は、損失者への分配を予定したものではないが、アメリカのディスゴージメントが、徴収した利得を基金に入れ、投資家に分配することを予定しているように、損失者への分配か、それが困難な場合は、損失者のための事業に支出する仕組みとすることが望ましいように思われる。」